

## 世田谷区避難情報判断基準の改定について

## 1 主旨

国土交通省京浜河川事務所より防災気象情報の伝え方の改善や、多摩川における世田谷区に氾濫を及ぼすおそれのある箇所や水位の変更など、今年度の運用変更について情報提供があった。これに伴い、区民へより早い段階から警戒を呼びかけるため、区における避難情報判断基準を改定する。

## 2 区における多摩川の避難情報判断基準の改定

## (1) 指定河川洪水予報（※）の発表基準の変更に伴う改定

## ①指定河川洪水予報の発表基準の変更

## ※指定河川洪水予報とは

河川の氾濫などに対して、あらかじめ指定した河川において、気象庁と国土交通省または都道府県が共同して発表する区間を決めて水位を示した洪水の予報のこと。

## 変更後の指定河川洪水予報発表基準

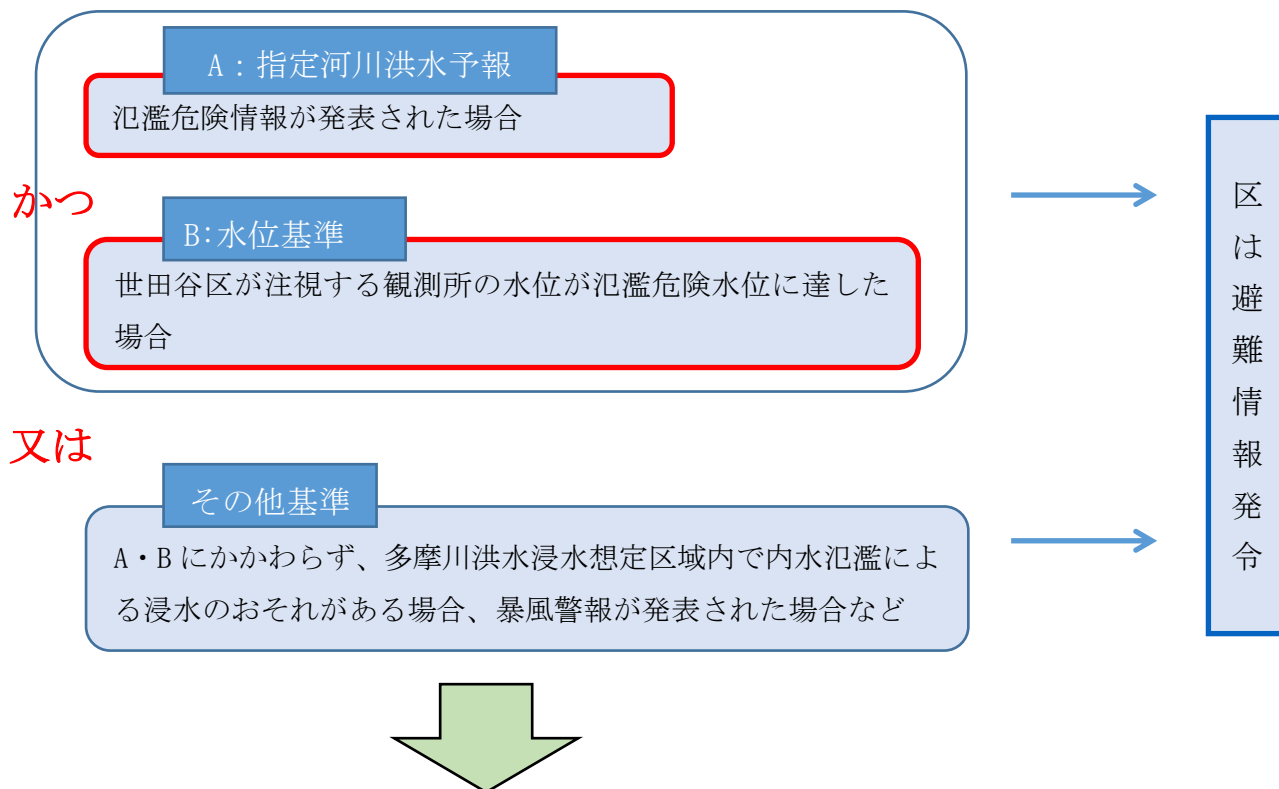
洪水予報	発表基準
氾濫発生情報 【警戒レベル5相当情報】	・ 氾濫の発生
氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報】	・ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達 ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>
氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当情報】	・ 一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合 ・ 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
氾濫注意情報 【警戒レベル2相当情報】	・ 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

令和4年6月13日から氾濫危険情報の発表基準にアンダーライン部に示す基準が追加された。これにより、具体的には、3時間先までの予測水位が氾濫する可能性がある水位に到達する場合に、予測に基づいて氾濫危険情報が発表されることとなる。

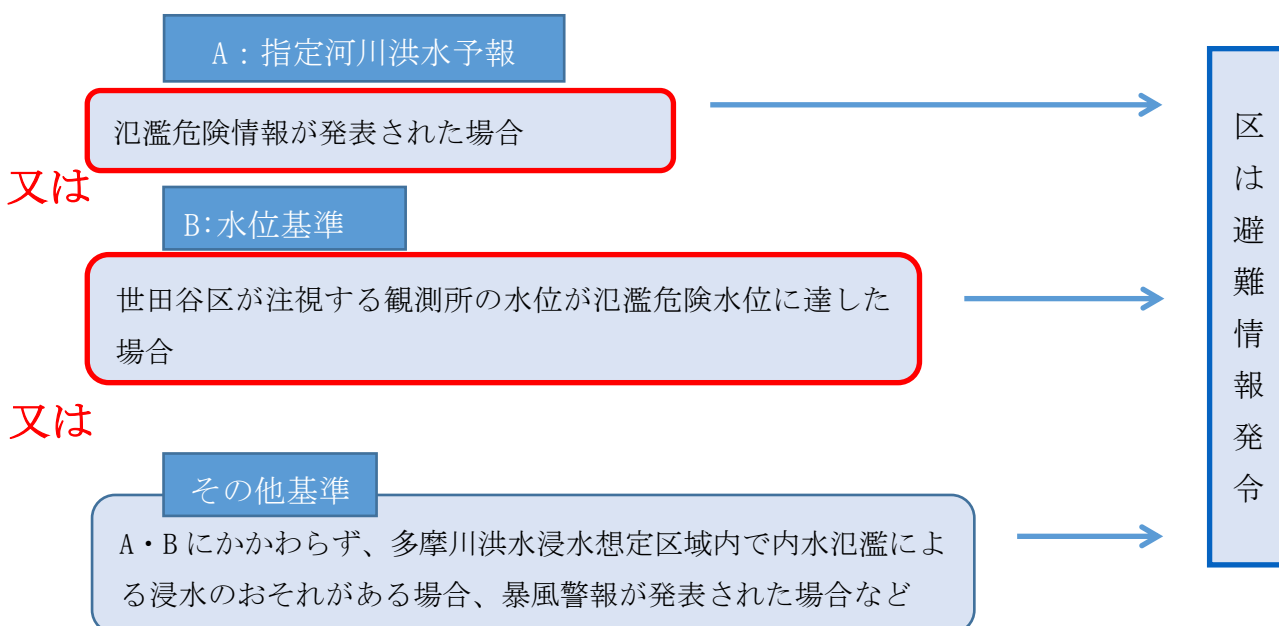
## ②区の避難情報判断基準の改定

指定河川洪水予報において、予測に基づき多摩川の氾濫危険情報が発表されることとなったため、それに合わせて以下のとおり区も避難情報（避難指示【警戒レベル4】）を発令する運用とすることで、区民が避難に必要とする時間の確保を図る。

〔図1〕現状の避難情報発令判断フロー図



〔図2〕変更後の避難情報発令判断フロー図



※ なお、高齢者等避難【警戒レベル3】の判断基準についても、避難判断水位（レベル3水位）到達前に水位予測により氾濫警戒情報が発表される可能性があるため、氾濫警戒情報の発表に合わせて避難情報を発令する運用とする。

## (2) 京浜河川事務所の洪水対策計画書変更に伴う改定

多摩川における世田谷区に氾濫被害を及ぼすおそれのある箇所及び水位などについては、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が洪水対策計画書で定めている。

今回、京浜河川事務所より令和4年度の洪水対策計画書が変更されたことに伴い、区が注視する観測所の水位基準（フロー図1・2B）を以下のとおり改定する。

改定前		改定後	
観測所	左の観測所における水位 上段：避難判断水位 下段：氾濫危険水位	観測所	左の観測所における水位 上段：避難判断水位 下段：氾濫危険水位
田園調布（上）水位観測所	<u>7.00m</u> <u>7.80m</u>	田園調布（上）水位観測所	<u>6.70m</u> <u>7.50m</u>

※ B:水位基準（世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達した場合）により、避難情報を発令する対象地域は、玉川1・3丁目の一部であり、今回の改定により当該地域の避難情報発令の判断時期を早めることになる。

## (3) 改定後の避難判断基準について

別紙「[世田谷区避難情報判断基準](#)」のとおりとする。

## 3 その他（気象庁が発表するキキクル（危険度分布）の表示方法変更に伴う修正）

## (1) キキクル（危険度分布）とは

気象庁によって発表される雨によって引き起こされる洪水や土砂災害などの危険度の高まりを5段階に色分けして示す情報

## (2) キキクル（危険度分布）表示方法の変更

変更前		変更後	
色	警戒レベル	色	警戒レベル
濃い紫	—	黒	5相当
うす紫	4相当	紫	4相当
赤	3相当	赤	3相当
黄色	2相当	黄色	2相当
白（水色）	—	白（水色）	—

- ・「濃い紫」と「うす紫」を統合
- ・特別警報基準値を超過した場合に「黒」で表示を追加
- ・令和4年6月30日より変更

## (3) 区の土砂災害による避難情報判断基準の修正

土砂災害による避難情報判断基準（避難指示【警戒レベル4】）において、キキクル（危険度分布）の色表示の引用部分を修正する。

修正前	修正後
土砂災害の危険度分布で「非常に危険 <u>(うす紫)</u> 」【警戒レベル4相当情報】とな った場合	土砂災害の危険度分布で「非常に危険 <u>(紫)</u> 」【警戒レベル4相当情報】となっ た場合

修正に伴う避難情報発令への影響は特になし

#### 4 今後のスケジュール

6月下旬 世田谷区避難情報判断基準公表

## 世田谷区避難情報判断基準

## 1 河川氾濫による避難情報判断基準

## (1) 多摩川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準	観測所	左の観測所における水位 (※1)	避難情報 発令対象地域
高齢者等避難 【警戒レベル3】	①氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表された場合			多摩川洪水浸水想定 区域全域
	②世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達した場合	田園調布(上)水位観測所	避難判断水位 6.70m	玉川1丁目1～11番 玉川3丁目1、3番
	③①②の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報(浸水害)や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表される場合。なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。			多摩川洪水浸水想定 区域全域
避難指示 【警戒レベル4】	①氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合			多摩川洪水浸水想定 区域全域
	②世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合	田園調布(上)水位観測所	氾濫危険水位 7.50m	玉川1丁目1～11番 玉川3丁目1、3番
	③①②の判断基準到達などの前においても、世田谷区に大雨警報(浸水害)・多摩川の洪水警報が発表されている状態で多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合 ④多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合 ⑤暴風警報が発表された場合(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある) ⑥区が避難指示【警戒レベル4】を夜間に発令するような状況が想定される場合(夕刻時点で発令)			多摩川洪水浸水想定 区域全域

区分	判断基準	観測所 (【】内は氾濫被害を及ぼす おそれのある箇所)	左の観測所に おける水位 (※1)	避難情報 発令対象地域
緊急安全確保【警戒レベル5】(※3)	<b>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】</b> ①世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫開始相当水位(※2)に達した場合	田園調布(上)水位観測所	氾濫開始相当水位 11.70m	多摩川洪水浸水想定 区域全域
	②多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合(区が確認した場合も発令する。) ③多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合  <b>【災害発生を確認】</b> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)			

※1 区が注視する水位観測所の水位は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が定めている。

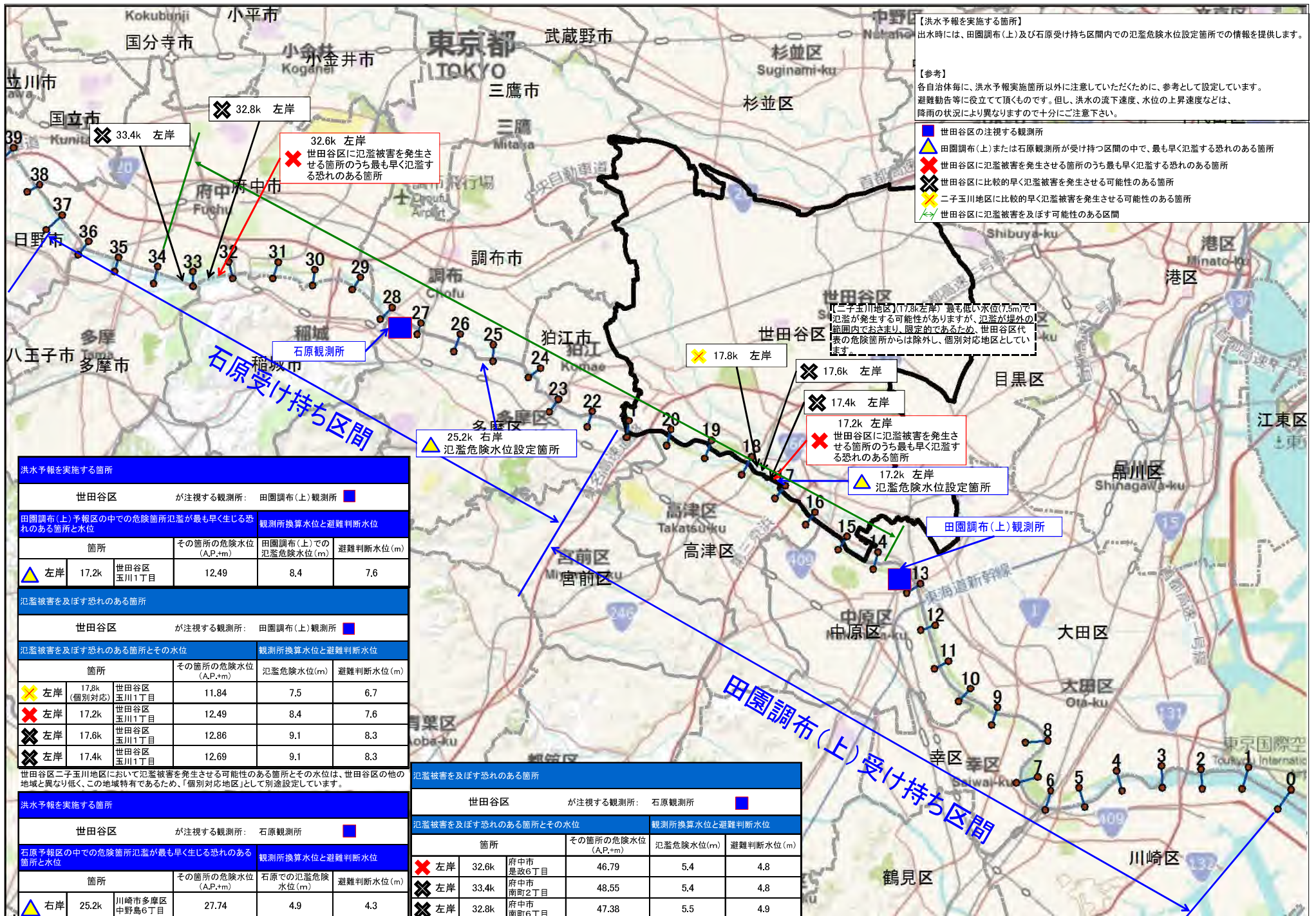
※2 氾濫開始相当水位は、区の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において氾濫が開始する水位。

※3 緊急安全確保【警戒レベル5】は、区が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令する情報ではない。

#### <避難情報の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、多摩川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。





## (2) 野川・仙川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合</p> <p>②鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</p> <p>【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</p>

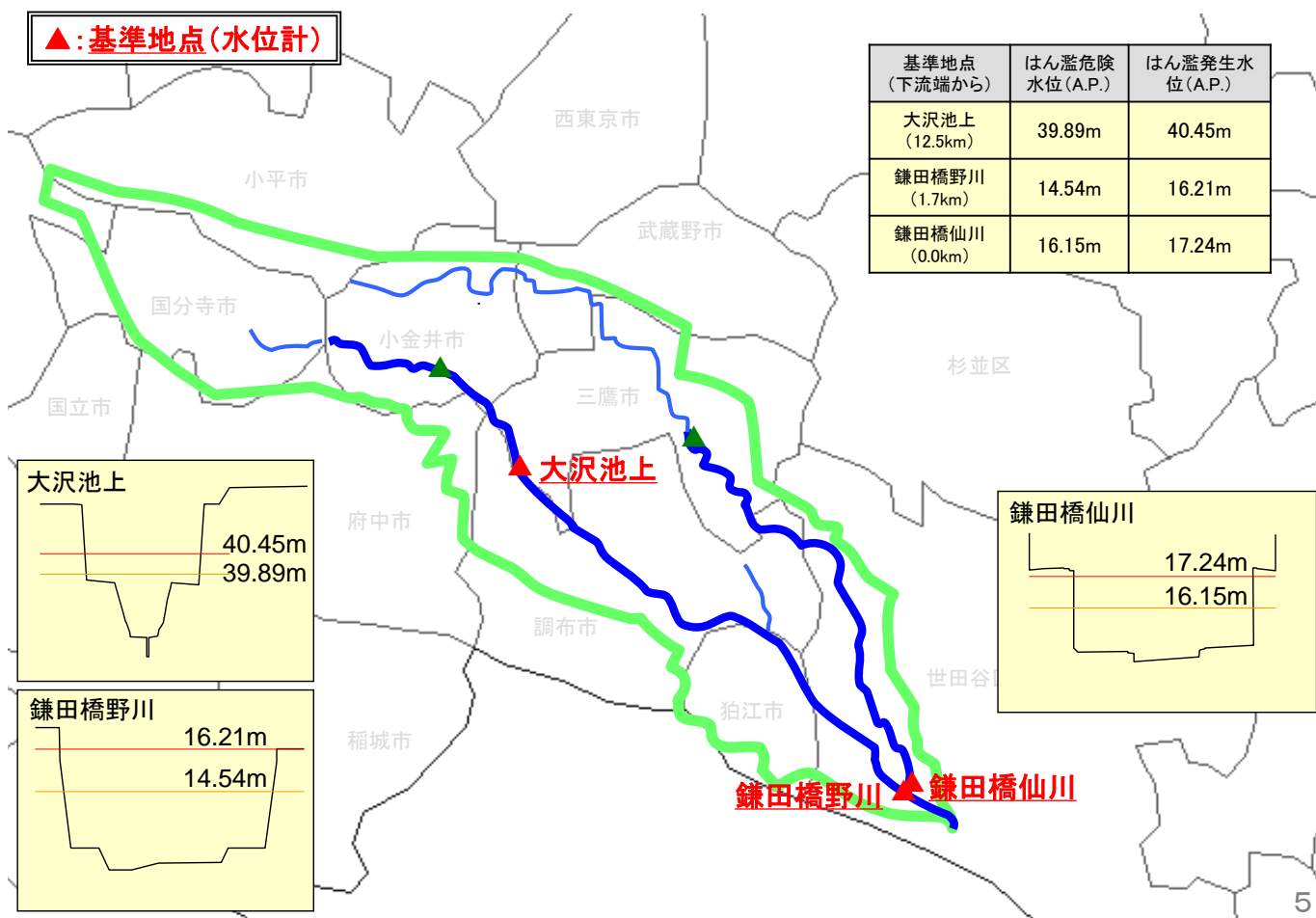
※野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難情報発令対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

区分	判断基準
解除	<p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。</p> <p>また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</p>





## (3) 丸子川・谷沢川・呑川の洪水に伴う避難情報判断基準

## ①丸子川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(10.63m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</p> <p>【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)</p>

※丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が

間に合わないことが考えられる。

※避難情報発令対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

区分	判断基準
解除	<p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</p> <p>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、丸子川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</p>

谷沢川、丸子川基準地点位置図



## ②谷沢川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	①丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（31.06m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 ②矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（12.76m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<b>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】</b> 各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合  <b>【災害発生を確認】</b> 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が

間に合わないことが考えられる。

※避難情報発令対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、谷沢川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。



谷沢川、丸子川基準地点位置図



## ③呑川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	池上基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（5.82m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</p> <p>【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</p>

※呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報判断基準を定める。

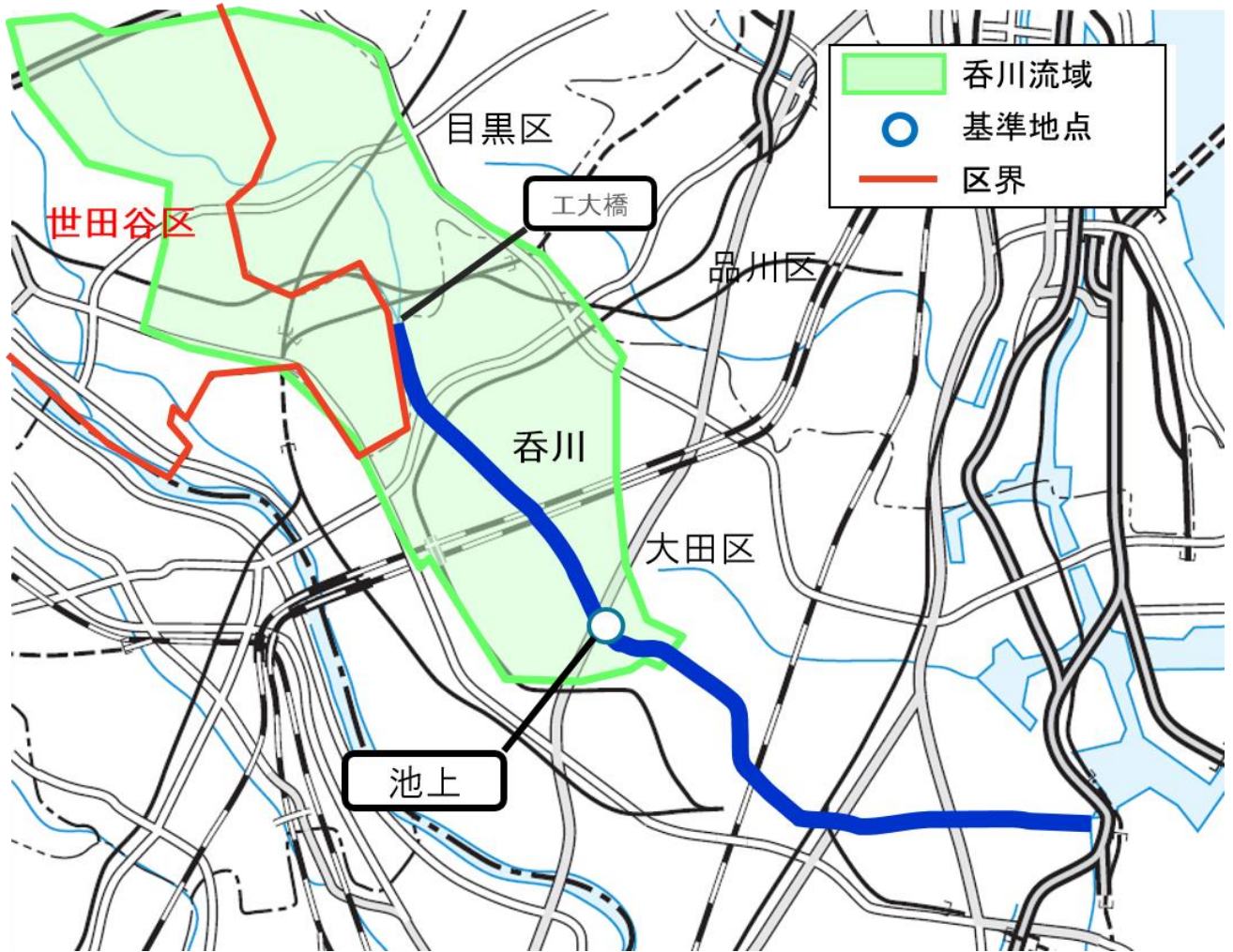
※呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難情報発令対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

区分	判断基準
解除	<p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</p> <p>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</p>

呑川基準地点位置図



## 2 土砂災害による避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」【警戒レベル3相当情報】となった場合 ②前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	①土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「非常に危険(紫)」【警戒レベル4相当情報】となった場合 ③土砂災害の前兆現象が確認された場合(例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、斜面の亀裂等) ④暴風警報が発表された場合(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある) ⑤区が避難指示【警戒レベル4】を夜間に発令するような状況が想定される場合(夕刻時点で発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<b>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】</b> 大雨特別警報(土砂災害)【警戒レベル5相当情報】が発表された場合  <b>【災害発生を確認】</b> 土砂災害の発生が確認された場合

※上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。

※避難情報発令対象地域：土砂災害(特別)警戒区域(発令対象区域は、土砂災害危険度分布の危険度が

高まっているメッシュと重なった土砂災害(特別)警戒区域に絞り込む)

### <避難情報の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。